

5 教育・研究関係

ア 教育主体等

| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 |
|-------------------------|--|-------------|-------|-------|--|-----|
| | | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | | |
| 学校法人の要件緩和 (文部科学省) | 学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討し、所要の措置を講じる。 | 措置 | | | (文部科学省) 校地・校舎の自己所有要件については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(平成 15 年文部科学省告示第 41 号)を改正し、校舎のうち校舎基準面積が超える部分について、開設年度以降 20 年以上の使用保証があれば、民間からの借用のものでも差し支えないものとし、平成 16 年度申請に係る審査から適用した。 なお、構造改革特区における校地・校舎の自己所有要件に係る特例措置については、平成 17 年 2 月、引き続き評価を行うことが決定された「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」(平成 17 年 2 月 9 日構造改革特別区域推進本部決定) | |
| 学校法人会計制度の見直し (文部科学省) | 事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方の見直しや時価情報による評価など新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどについて検討を行い、学校法人会計基準を改正する。 | 措置 | | | (文部科学省) 「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(平成 17 年文部科学省令第 17 号)において、学校法人会計基準について、基本金の取崩し要件を見直すとともに、計算書類の末尾に記載する注記事項の追加を行った。 | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|---|--|---------------------|---------------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| 学校法人における 財務情報の開示促 進 (文部科学省) | a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かり やすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広 く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内 容をインターネット上のホームページに掲載することを促進す る。 (第159回国会に関係法案提出) | 法案提出 等所要の 措置 | 4 月 施 行 予定 | | (文部科学省) 「私立学校法の一部を改正する法律」(平成16年法律第42 号)において、財務書類等の公開について義務付けがなされ た(平成17年4月1日施行)。また、インターネット等を活 用したより積極的な情報公開の促進について、関係者に通知 した(「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」 (平成16年7月23日文部科学事務次官通知)) | | | |
| | b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページに おける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、そ の更なる推進方策について検討する。 | 16年度以降継続的に検討 | | | (文部科学省) 財務情報の公開の方法や内容等について継続的に調査を行 い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層 の促進を図っている。本年度においても、調査結果の通知等 の措置を実施(「平成16年度学校法人の財務の公開状況に關 する調査結果について」(平成17年3月25日高等教育局私学 部参事官通知)) | | | |
| 国立大学法人の評 価に基づく組織 見直し (文部科学省) | a 国立大学法人の中期目標・中期計画においては、国立大学が要 請される機能・役割に沿った目標・計画が、数値目標の設定等も 含め、可能な限り具体的なものとなるよう工夫することが重要で あり、これらの評価が適切に行われるよう、中期目標・中期計画 に関する評価基準を明確化する。 | 可能な限り 速やかに結 論 | | | (文部科学省) 国立大学法人評価委員会において、「国立大学法人及び大学 共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」を 取りまとめた(平成16年10月25日国立大学法人評価委員会 決定) | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---|--------------------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | <p>b 国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようする。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。</p> | 最初の中期目標期間終了時までに速やかに結論 | | | (文部科学省) 国立大学法人評価委員会の意見も聞きつつ、今後、中期目標期間終了時までに検討し、結論を得る予定。 | | | |
| 株式会社、N P O 等による学校経営の解禁 (文部科学省) | a 公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、中央教育審議会での検討の結論を踏まえ、引き続き検討を行う。 | 16年度以降引き続き検討、できる限り速やかに結論 | | | (文部科学省) 構造改革特区において、高等学校・幼稚園を対象として、地方公共団体と民間が協力して設置運営する公設民営学校を制度化するための「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が、平成17年3月11日に第162回国会へ提出された。 | | | |
| | b 株式会社等による学校経営については、構造改革特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進める。 | 16年度以降検討 | | | (文部科学省) 平成17年2月、構造改革特区において、引き続き評価を行うことが決定された（「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成17年2月9日構造改革特別区域推進本部決定） | | | |

イ 初等・中等教育

| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 |
|----------------------------------|---|-------------|--------|-------|--|-----|
| | | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | | |
| 構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し (文部科学省) | <p>現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)第10条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を私立学校審議会の構成員数の4分の1以上にしてはならない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案を第159回国会に提出する等所要の措置を講ずるとともに、私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知する。</p> <p>また、私立学校審議会をより開かれたものにするために、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。</p> <p>(第159回国会に関係法案提出)</p> | 法案提出等所要の措置 | 4月施行予定 | | <p>(文部科学省)</p> <p>「私立学校法の一部を改正する法律」(平成16年法律第42号)において、私立学校審議会の委員の資格、構成割合、推薦手続等に関する規定を削除し、委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命することとした(平成17年4月1日施行)</p> <p>見直しの趣旨については、関係者に通知した(「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について」平成16年7月23日文部科学省事務次官通知)</p> <p>また、私立学校審議会の委員名簿や議事概要等の公開促進について、会議にて周知した(平成17年2月2日、平成16年度都道府県主管部課長会議)</p> | |
| 年齢の取り扱いも含めた学校教育制度の弾力化 (文部科学省) | 高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取り扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進める。 | 16年度から検討開始 | | | <p>(文部科学省)</p> <p>高等学校段階以下の、年齢の取り扱いも含めた学校教育制度の弾力化については、平成16年度より中央教育審議会において検討中。</p> <p>また、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導については、研究開発学校制度を活用した実践的な研究を行っている(平成16年度は6件)</p> | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| 高校卒業レベルの学力認定制度 (文部科学省) | 高等学校の卒業と同等の学力を有することを認定する試験の在り方について検討し、所要の措置を講じる。 | 結論 | 措置 | | <p>(文部科学省)</p> <p>「高等学校卒業程度の学力を認定する試験としての性格をより明確にすること、及び、各種職業資格の受験資格における取扱いなどにおいてより広く活用されるようにするための方策」を審議するために平成15年10月7日に文部科学大臣から中央教育審議会へ「大学入学資格検定の在り方について」諮問が行われた。</p> <p>中央教育審議会から平成16年8月6日に試験の名称を「高等学校卒業程度認定試験」とするとともに、「大学入学資格付与の機能を維持すること」、「より広く活用される試験にすること」、「就職等においても活用されるよう社会的通用性を高めること」を基本的な考え方とする「大学入学資格検定の見直しについて」(答申)が提出された。</p> <p>同答申を受け、平成17年1月31日に高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)等を公布した(平成17年4月1日施行)。</p> <p>日本商工会議所等の経済団体及び資格試験を持つ関係省庁に対して、各種資格試験等における高等学校卒業程度認定試験合格者の扱いについて、高等学校卒業と同等に扱われるよう理解を求めるとともに、その趣旨を通知した(平成17年2月17日文部科学省生涯学習政策局長通知)</p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| 学校の自己点検評価の促進 (文部科学省) | <p>各学校において評価項目等を適切に定め、自己点検評価を積極的に行う必要がある。</p> <p>また、各学校が、毎年1回程度の自己点検評価を実施すること、及び自己点検評価に際しての基本的考え方や評価の仕方を含め、評価結果を公表することが必要である。</p> <p>このため、自己点検評価の実施状況を把握し、その結果を踏まえて、自己点検評価の実施や結果の公表を設置基準において義務付けることを含めた促進策を検討し、結論を得る。</p> | 検討・結論 | | | <p>(文部科学省)</p> <p>中央教育審議会・地方教育行政部会において、自己評価の実施とその公表を義務づけること等を検討することが必要とのまとめを行ったところ（「地方分権時代における教育委員会の在り方について」平成17年1月13日）。</p> <p>今後、平成17年度中に、この方針を踏まえ、さらに国と地方の役割分担など、義務教育の在り方全体との関係も考慮しつつ、必要な制度設計を行う予定。</p> | | | |
| コミュニティ・スクールの法制化 (文部科学省) | <p>コミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。</p> <p>コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。</p> <p>よって、平成17年4月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、校長、地域学校協議会、市町村教育委員</p> | 措置 | | | <p>(文部科学省)</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第91号)により、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を法制化した(平成16年9月9日施行)。</p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | 会、都道府県教育委員会等の権限と責任の在り方を定めた所要の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出する。 | | | | | | | |
| 加配教員制度の改善等 (文部科学省) | a 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び同法施行令では、少人数指導等の指導方法改善のための定数等のいわゆる加配定数の活用方法が定められており、都道府県教育委員会がこれらの規定以外の目的に活用することはできないが、この加配定数については、一学級の児童生徒数を減らすことに伴う担任教諭の増加に対応するために活用すること等、都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用することについて可能なものから実施する。 | 措置 | | | (文部科学省) 平成16年4月から教職員定数の特例加算（加配定数）の一層の弾力的取扱いを可能とし、その趣旨を関係者に通知した。（「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び関連諸制度の見直し等について」平成16年4月1日初等中等教育局長通知） | | | |
| | b 構造改革特区における市町村費による教職員配置の導入については、速やかに全国化に向けて、都道府県が市町村に対して、費用分担を含めた協力をし、国の標準を下回る形での少人数学級編制を行うことができるよう、都道府県や市町村の意見を踏まえつつ、市町村立学校教職員給与負担法の規定の見直しを検討し、結論を得る。 | 検討・結論 | | | (文部科学省) 市町村費負担教職員任用事業の全国化については、平成17年度中に所要の措置を講じ、平成18年度中に全国展開予定（「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部決定） | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---|-------------------|------|------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | | | |
| 教科書採択地区の町村単位の設定の容認 (文部科学省) | 公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。 | 16年度以降継続的に検討・逐次実施 | | | (文部科学省) 各都道府県教育委員会に対し、市町村の意向を踏まえた採択地区の見直しを行うよう通知・会議等を通じて指導し、現行制度において採択地区の小規模化をさらに推進（「平成17年度使用教科書の採択について」平成16年4月6日文部科学省初等中等教育局長通知）（平成16年4月26日教科書関係事務連絡協議会、16年9月16日・17年1月31日初等中等教育局所管事項説明会）（平成15年4月：544地区 平成17年3月現在：577地区） | | | |
| 在留外国人児童生徒に対応した教育の充実 (文部科学省) | 在留外国人児童生徒に対する教育を充実するため、日本語指導等特別な配慮をする児童生徒に対応した教員の配置や、母語を用いた指導協力者の在り方等に関する調査研究等の施策を充実する。 | 逐次実施（15年度一部措置済） | | | (文部科学省) 平成16年度において、日本語指導等特別な配慮をする児童生徒に対応するための教員を配置するとともに、母語を用いた指導協力者の在り方に関する調査研究を全国43地域で実施。 | | | |
| 幼稚園・保育所の一元化 (文部科学省、厚生労働省) <福祉イの再掲> | 地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。 | 取りまとめ | 措置 | | <福祉イの再掲> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| 「学校給食衛生管理の基準」において、クックチルシステムが導入可能であることを明確化 (文部科学省) | 平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に支障がないと判断する場合には、学校給食にクックチルシステム（加熱調理した食品を急速冷却して保存し、必要な時に再加熱するシステム）を導入することが可能であることを明確化する。 | 措置 | | | (文部科学省) 平成16年度末に学校給食衛生管理の基準を改正し、学校給食にクックチルシステムを導入することが可能であることを明確化（平成17年3月31日文部科学省スポーツ・青少年局長通知） | | | |
| 職員の健康診断の期日に関する基準の弾力化 (文部科学省) | 職員の健康診断については、6月30日までに行うこととされているが、学校の設置者の判断により、適切な時期を定めて行うことを可能とする。 | 措置 | | | (文部科学省) 学校保健法施行規則第9条を平成17年3月31日に改正（「学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第22号）」） | | | |
| 学校の夏期休業等を活用して、外国人語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与 (法務省) <法務ウの再掲> | 外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。 | 措置 | | | <法務ウの再掲> | | | |

ウ 高等教育

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---|-------------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| 大学の情報公開の促進 (文部科学省) | a 教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学者選抜に関する情報など、大学設置基準第2条の2における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。 | 措置 | | | (文部科学省) 「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日中央教育審議会答申)を踏まえ、大学の情報公開について通知を発出した(「大学による情報の積極的な提供について」平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知) | | | |
| | b 広く周知を図るという観点から、これらの情報をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。 | 措置 | | | (文部科学省) 上記通知において、インターネット上のホームページへの情報掲載を促進した。 | | | |
| | c 通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。 | 16年度以降継続的に実施 | | | (文部科学省) 大学における情報の積極的な提供に関する取組について継続的に調査を行い、その結果をフィードバックすることにより、取組の一層の促進を図っている。本年度においても、調査結果の通知等の措置を実施(「大学における教育内容等の改革状況調査について」結果の公表について」平成17年3月31日事務連絡) | | | |
| 大学・学部・学科の設置等の弾力化 (文部科学省) | a 大学の校地面積基準については、構造改革特区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡大を図ることについて検討を進め、遅くとも平成16年6月までに結論を得る。 | 6 月 ま で に検討・結論 | | | (文部科学省) 大学の校地面積基準については、未だ特区特例措置が実行されていないが、引き続き検討を進め、できるだけ早い時期に結論を得ることとしている。 | | | |
| | b 上記校地面積基準の結論を踏まえ、校地の自己所有要件の更なる見直しについて、大学としての質の保証と継続性に配慮しつつ検討し、平成16年度中に結論を得る。 | 結論 | | | (文部科学省) 大学の設置に係る校地の自己所有要件については、上記校地面積基準についての検討状況や特区における実施状況を踏まえながら、今後更に検討する。 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|---------------------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | c 学部・学科の設置認可の弾力化について、平成15年度から施行された制度改正の実施状況等を踏まえ、今後更に検討する。 | 16年度以降検討、できる限り速やかに結論 | | | (文部科学省) 平成15年度から施行された届出制導入等の制度改正の結果、大学等の組織改編件数が急増。 (212件〔平成14年度認可〕) 374件〔平成15年度認可(185)・届出(189)〕 314件〔平成16年度認可(125)・届出(189)〕 平成16年度以降の設置認可の在り方について検討し、申請者の意向を踏まえて参考人を選任して審査の参考とする「参考人制度」の導入を施行。 | | | |
| 認証評価制度の改善 (文部科学省) | 大学評価の質を維持し、学生等の大学選択等に資するため、大学設置基準を踏まえ、例えば、教育課程、教員組織及びその教育研究業績、管理運営、施設・設備、さらには財務状況などの在り方を認証評価機関がその実情に応じて評価することは極めて重要である。このような観点から、評価機関の評価実績等を踏まえ、認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討を行い、その内容を認証基準において定める。 | 16年度までに検討・措置 | | | (文部科学省) 平成16年3月12日、「学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成16年文部科学省令第7号)を公布。(平成16年4月1日施行) | | | |
| 複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価 (文部科学省) | 中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得る。 | 国立大学法人設立後の最初の中期目標終了時までに措置 | | | (文部科学省) 中期目標終了時にかかる評価方法等については、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構において検討中。 | | | |
| 学生に対するセーフティネットの整備 | 大学が廃止されることとなる場合、学生の就学機会の確保を図るため、適切なセーフティネットの整備を検討する。 | 結論 | | | (文部科学省) 経営破綻した大学に在学する学生の転学支援方策について、結論を得た。 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| (文部科学省) | | | | | | | | |
| 海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方 | 海外から我が国に進出する大学は、我が国的学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の中の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。 したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討する。 | 17年までに結論 | | | (文部科学省) 文部科学省に「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」を設け、平成15年8月から検討を開始し、その議論を取りまとめた「審議のまとめ」が平成16年3月29日に提出されたところ。 その後、中央教育審議会の答申（「外国大学の日本校」及び「我が国の中の大学の海外校」に関する制度の整備について）（平成16年9月30日）を受け、同年12月13日に学校教育法施行規則等を改正し、外国の学校教育制度において正規の大手の課程と位置付けられている外国大学日本校の課程の修了者に日本の大学院への入学資格を認める等、所要の制度改正を行った（外国大学等の日本校関係については平成16年12月13日施行、我が国の中の大学等の海外校関係については平成17年4月1日から施行）。 | | | |
| 借入金による大学・学部等の設置等の認認 | 学校法人の機動的運営を確保し、大学・学部等の新増設を推進するため、学校法人が大学・学部等を設置する際には、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、借入金による施設及び設備の整備や経営に必要な財産の確保を認める。 | 措置 | | | (文部科学省) 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」（平成15年文部科学省告示第41号）を改正し、設置経費等に充てる借入金相当額の自己資金を保有している場合には、設置経費等の50%を超えない範囲内で借入金を充てても差し支えないものとし、平成16年度申請に係る審査から適用した。 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| 飛び入学制度についての検討 (文部科学省) | 18歳未満での大学入学を可能とする飛び入学制度については、飛び入学制度の実施状況や課題等を調査し、その結果に基づき、飛び入学制度の更なる弾力化などその解決策について検討を開始する。 | 16年度から検討開始 | | | (文部科学省) 平成17年度飛び入学実施大学の状況等も踏まえつつ、検討中。なお、平成17年3月18日に「大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会」を設置済。 | | | |
| 各外国人留学生支援制度に関する関係省の連携 (文部科学省、外務省) | 国費外国人留学生制度や有償・無償資金協力による留学生支援制度等、政府による外国人留学生支援制度、さらには私費留学生に対する支援制度の位置付け、特性を踏まえ、施策の取りまとめを行うなど、関係省の施策の連携を図る。 | 措置 | | | (文部科学省、外務省) 留学生支援施策に関する省庁の連携を強化するため、平成17年2月に、「留学生交流に関する関係省庁連絡会議」を開催し、施策の取りまとめなどを行った。 | | | |
| 世界各国からの多様性のある留学生の確保 (文部科学省、外務省) | 近年の特定国からの留学生の顕著な増大や世界各国における社会経済情勢の変化に機敏に対応し、我が国への留学生を世界各国から幅広く受け入れるよう十分に配慮し、毎年度、国別受入数の見直しなどを柔軟に行えるような仕組みを各省間で構築する。 | 措置 | | | (文部科学省、外務省) 国費留学生に係る国別受入数については、在外公館を通じてニーズの調査を行った上で、両省間の連絡会議において、世界各国における社会経済情勢の変化等を踏まえ、より的確かつ柔軟に決定した。 | | | |
| 質の高い学生の確保のための仕組み作り (文部科学省) | a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先として選択するよう、留学先教授の指名、留学生宿舎への優先入居等他の留学生との差別化を図るなど、我が国への留学を促すような仕組みを構築する。 | 逐次実施 | | | (文部科学省) 日本留学試験の成績優秀者への学習奨励費の予約や独立行政法人日本学生支援機構の運営する東京国際交流館における成績優秀な留学生等の優先入居などにより、質の高い優秀な学生が我が国への留学を促すような仕組みとしている。 | | | |
| | b 受け入れた留学生についても、留学期間中の成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕組みを構築する。 | 逐次実施 | | | (文部科学省) 私費留学生に対する学習奨励費に関して、成績を考慮した上で奨学金を給付するとともに、受給者の修学状況等が著し | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | | | | | く不良であるときは、給付を打切るように見直した | | | |
| 国費外国人留学生制度等に係る手続の改善 (文部科学省、外務省) | 現地におけるニーズの把握、在日留学生からのヒアリング等を通じ、国別に現地の事情に対応した選考・募集を行うなど、より一層留学生の立場に立った募集・選考を行う体制・手続等の改善を図る。 | 措置 | | | (文部科学省、外務省) 各国における国費留学生の募集・選考方法の状況を把握するため、現地調査を行ったほか、各国在外公館へのアンケート調査や在外公館勤務経験者からのヒアリングを実施。この結果を踏まえ、日本留学に関する情報提供機能の充実を図るとともに、留学生のニーズに合わせた受け入れ形態の多様化を図るなど募集・選考の体制・手続き等の改善を図った。 | | | |
| 渡日前入学許可の推進 (文部科学省、外務省) | 渡日前入学許可については、留学希望者の負担軽減の観点から、更に推進すべきである。このため、昨年より実施されている日本留学試験については、在外公館の協力を得て、その実施国・都市の拡大を速やかに図る。 | 逐次実施 | | | (文部科学省、外務省) 日本留学試験については、平成16年度において実施国を2カ国増やし、在外公館の協力を得て、逐次実施国・都市の拡大を図っているところである。 (平成16年度実績) 国内15都市、国外11カ国・14都市 | | | |
| 親日派人材の育成のための留学後のアフターケアの充実 (外務省) | 留学・帰国後の現地におけるネットワークづくりへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰国留学生会等の活動全般への支援を更に充実する。 | 逐次実施 | | | (外務省) ・帰国留学生会組織化支援（ネットワーク作りに資する懇談会の実施への支援、ニュースレターや会報等の作成支援、帰国留学生会の実施事業への支援、帰国留学生会施設助成・元日本留学者の招聘） ・全世界の帰国留学生会の把握（在外公館を通じた帰国留学生会の活動調査、特に活躍している帰国留学生の調査を実施） | | | |
| 専修学校の校舎面積基準の弾力化 (文部科学省) | 専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には基準面積を減ずる。 | 措置 | | | (文部科学省) 平成16年6月21日に専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第34号）を公布・施行し、専 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---------|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | | | | | 修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応じて加算される基準面積について、履修形態等特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には、基準面積を減じることができることとし、同日付で各都道府県知事及び各都道府県教育委員会に対して、その趣旨を通知した（「専修学校設置基準の一部を改正する省令及び各種学校規程の一部を改正する省令の施行について」平成16年6月21日文部科学省生涯学習政策局長通知）。 | | | |

工 研究開発等

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|---|---|------------------|--------|--------|--|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | | |
| 研究者の資質向上のための機会の拡大（内閣官房、【人事院】） | <p>国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に一定期間公務を離れるこれを認める休業制度について、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課題を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>（「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。）</p> | 18年度までに措置 | | | | <p>（内閣官房）</p> <p>公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）を踏まえ、検討することとしている。</p> | | | |
| 寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備（文部科学省） | 国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争的になるようにすることを検討し、所要の措置を講じる。 | 措置(受託研究については措置済) | | | | <p>（文部科学省）</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度について、審査手続等の抜本的な簡素化を行った（「日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金制度の改善について」平成16年3月29日文部科学省高等教育局私学部長通知）。</p> | | | |
| 大学と企業の実務者等による交流の推進（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省） | 産学官連携を推進する観点から、大学と企業の研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシーズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築する。 | 措置・継続的推進 | | | | <p>（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>平成16年6月19日～20日に産業界、大学、研究機関の実務者等を対象とした第3回産学官連携推進会議（参加者約3,200名）および平成16年12月13日に産学官のトップを対象とした第4回産学官連携サミット（参加者約1,000名）を開催した。</p> | | | |
| 大学教員の裁量労働制の周知（厚生労働省） <雇用イニシiativeの再掲> | 最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員については、大臣告示の見直し（平成15年厚生労働省告示第354号）により「大学における教授研究の業務」が専門型裁量労働制の対象業務になったところであるが、今後その周知徹底を図る。 | 適宜実施 | | | | <p><雇用イニシiativeの再掲></p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|---|--|----------------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| 国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認 (文部科学省) | 国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨胀の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得る。 | 遅くとも 16年度中 に結論 | | | (文部科学省) ライセンス対価としての株式取得及びその保有にかかるガイドライン「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」を策定・周知した(平成17年3月29日文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知)。 | | | |
| 競争的研究資金制度の改善 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) | a 年度当初から研究を開始するものについては、公募・審査を前年度から実施すること等により、研究費交付時期を年度当初に近づけるよう可能な限り早期化し、交付決定する。 | 措置 | | | (総務省) 前年より公募・審査の時期を早め、可能な範囲で研究費交付の時期を早期化している。 (消防庁) 前年度中に募集・予備審査を実施することにより、研究費の公布時期の早期化を図った。 (文部科学省) 継続課題に関しては年度当初より執行可能である。従前より、前年度に公募を行い、研究費の早期交付に努めている科学研究費補助金をはじめ、他の文部科学省の制度においても早期交付への取組に努めている。 (厚生労働省) 「平成16年度厚生労働科学研究費補助金公募要項」(平成15年厚生労働省大臣官房厚生科学課)により平成16年度交付対象分から公募時期を4か月程度早め、前年度の10月下旬から公募を実施している。 (農林水産省) 国からの委託・補助による事業については、公募・審査を前年度に審査を実施することにより、交付時期の早期化を図 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---------|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | | | | | <p>つている。</p> <p>独立行政法人からの委託事業については、新規課題について、平成16年度は従来に比べ約1ヶ月の早期化を行った。また、継続課題についても研究費の空白期間が生じないよう年度当初の交付に努めた。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>産業技術研究助成事業では、平成16年から年2回公募（交付決定時期は7月、1月）を実施しており、年度サイクルに縛られることなく交付決定日を起点とする研究期間を確保している。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>課題の公募を前年度から実施すること等により、研究費交付時期を年度当初に近づけるよう早期化し、交付決定した。</p> <p>（環境省）</p> <p>16年度新規課題の交付決定時期は、環境省の競争的研究資金4制度中、3制度が4月、1制度が6月であった。</p> | | | |
| b 研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、費目間の振替が制限されているが、例えば、費目額の30%の振替を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるようにする。 | 措置 | | | | <p>（総務省）</p> <p>法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるよう交付要綱等において措置している。</p> <p>（消防庁）</p> <p>委託契約書により、30%を上限とする費目間の振りかえを行えるよう措置した。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>文部科学省の行う制度（科学研究費補助金、科学技術振興調整費）については、費目間流用等が既に可能となっており、</p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---------|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | | | | | <p>科学技術振興機構における制度についても、運営費交付金による弾力的な運用を行っている。 (厚生労働省)</p> <p>「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」(平成10年厚生省告示第130号)においては、備品費、消耗品費、役務費等は直接研究費としてまとめられており、これらの費目間の振替は制限されない。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>国からの委託・補助による事業については、費目間振替を既に認めており、研究費の弾力的な運用を行っている。</p> <p>独立行政法人からの委託事業については、弾力的な研究の観点から可能となるよう措置。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>「産業技術研究助成事業費助成金交付規程」においては、平成12年度より30%の費目間に振替を認めている。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>補助事業の目的を変えない範囲で、一定の増減額の範囲内では費目間の振替に承認を要しないこととする措置や、人件費以外の費目については、費目間の振替に関して特に制限を設けない措置を講ずることにより、弾力的な研究が行えるようしている。</p> <p>(環境省)</p> <p>備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目間の振替については、公募要領上可能な範囲で弾力的に行えるよう措置済み。</p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|-------------|--------|--------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | <p>c 年度を越えた研究を可能にするため、必要に応じ全ての競争的 研究資金制度が繰越明許できるよう措置を検討し、所要の措置を 講じる。</p> | 措置 | | | <p>(総務省) 繰越明許の対象経費として認められ、年度を超えた研究が 可能である。</p> <p>(消防庁) 平成16年度予算において、繰越明許費として登録済。</p> <p>(文部科学省) 文部科学省の行う制度（科学研究費補助金、科学技術振興 調整費）については、繰越明許となっており、科学技術振興 機構における制度についても、運営費交付金による弾力的な 運用を行っている。</p> <p>(厚生労働省) 平成15年度予算分から必要に応じて繰越明許できるよう に措置し、「厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越し の取扱いについて」（平成16年1月29日厚生科学課長決 定）により、繰越明許に必要な手続き等を定めた。</p> <p>(農林水産省) 国からの委託・補助による事業については、平成16年度 より繰越明許出来るよう措置済み。 独立行政法人からの委託事業については、運営交付金の性格 上実質的に可能であり対応済み。</p> <p>(経済産業省) 年度サイクルに縛られることなく交付決定日を起点とする 研究期間を確保している。さらに、平成16年からは複数年 交付決定を実施し、より柔軟に研究資金を運用できるように した。</p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--------------|-------------|--------|--------|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16 年 度 | 17 年 度 | 18 年 度 | | | | |
| | | | | | (国土交通省) 縦越明許ができるように措置した。 (環境省) 4制度中、2制度については縦越明許が当初から可能であり、他2制度については縦越明許できるよう所要の措置を講じた。 | | | |
| d 研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。 | 16年度以降継続的に措置 | | | | (総務省) 提案書等により研究者から研究費の管理・責任体制に関する資料を提出させる等適正な経理・管理の徹底に努めている。 (消防庁) 委託契約書等により、研究者が研究費の適正な経理・管理を行うよう必要な措置を講じているところ。 (文部科学省) 科学研究費補助金 研究者、事務担当者等を対象とした研究費の適正な経理・管理の徹底に関する説明会を平成16年度中に約90回開催した。 科学技術振興調整費 研究者、事務担当者等を対象とした研究費の適正な経理・管理の徹底に関する説明会を、平成16年度中に約30回開催した。（地方説明会5回+経理担当者による個別説明会24回） 独立行政法人科学技術振興機構による競争的研究資金制度 研究者、事務担当者等を対象とした研究費の適正な経 | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---------|-------------|------|------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | | | |
| | | | | | <p>理・管理の徹底に関する説明会を、平成16年度中に約40回開催した。 (厚生労働省)</p> <p>「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」(平成13年7月5日厚生科学課長決定)により研究者が所属する機関の長に経理の事務委任を行うことを定めるとともに、研究者に対する個別の経理事務指導調査を実施している。 (農林水産省)</p> <p>研究費については、研究機関が一元的に管理することとし、経理担当者を配置する等の措置をとっている。また、必要に応じ実地調査等を実施し、研究費の管理状況の確認、適正な経理事務の指導等を行っている。 (経済産業省)</p> <p>平成15年度から研究代表者は、直接経費に係る経理実務を研究代表者から所属機関の事務局へ委任することを義務づけている。 (国土交通省)</p> <p>研究者が所属する研究機関の事務担当者が責任をもって研究費を管理する体制を構築している。また、研究の経理検査を現地に赴いて実施し、適切な事務処理が行われているかどうかの確認を行っている。 (環境省)</p> <p>研究代表者、研究参画者及びその所属機関の長に対し、「環境省の競争的資金に係る研究経費の適正な執行について」(平成15年8月26日付け事務連絡)を通知しており、16年</p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|--|-------------|------|------|---|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | | | |
| | | | | | 度においても、新規課題の公募、採択時などにおいて、研究費の管理を研究者個人ではなく、所属の機関が行うものとするよう徹底を図っている。 | | | |
| | e 研究費の不正使用を行った研究者については、一定期間研究費を交付しない制度を設けること等、不正行為の防止策を策定する。 | 措置 | | | <p>(総務省)</p> <p>公募要領等に不適正経理を行った者に対する提案の制限を記載する等不正行為が行われないよう努めている。</p> <p>(消防庁)</p> <p>委託契約書において不正行為に対する処罰の規定を定めることにより、不正行為の防止を図った。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>平成16年度の公募より、研究費を不正に使用した研究者については、一定期間、当該競争的資金に応募できない旨告示又は公募要領において規定している。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>「厚生労働科学研究費補助金取扱規程」(平成10年厚生省告示第130号)の改正(平成16年厚生労働省告示第120号)により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助金の全部又は一部を返還させた研究者に対し、一定期間研究費を交付しない制度を設けた。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>平成16年度において、研究費の不正使用による補助金及び委託費の全部又は一部返還を行った研究者については、一定期間、事業への応募・参加を認めない等の措置をとっている。</p> <p>(経済産業省)</p> | | | |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容 | | | | | 講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等 | 備 考 | | |
|--|---|-------------|------|------|--|-----|--|--|
| 事 項 名 | 措 置 内 容 | 実 施 予 定 時 期 | | | | | | |
| | | 16年度 | 17年度 | 18年度 | | | | |
| | | | | | <p>平成16年9月から「産業技術研究助成事業費助成金交付規程」において、不正行為に関する罰則規定を設けている。 (国土交通省)</p> <p>不正等を行った研究者に対しては、研究費の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した研究費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる措置を講じている。 (環境省)</p> <p>16年度中に、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定」を整備する。</p> | | | |
| 地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化 (経済産業省) | 地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図る。 | 措置 | | | <p>(経済産業省)</p> <p>現在、契約者に周知中であり、平成17年3月31日時点では、契約者から簡素化された成果報告書の記載例を基に作成した成果報告書が提出されている。</p> | | | |
| 研究開発補助金のテストピース等保管規定の廃止 (経済産業省) | 研究開発における仕損じ品やテストピース等の保管については、額の確定後であれば写真等の保管により代用可能とすることができるよう実施要領を改正する。 | 措置 | | | <p>(経済産業省)</p> <p>地域活性化創造技術研究開発事業の実施要領の改正（平成16年4月1日）を行い、仕損じ品及びテストピース等の補助対象物件について、交付額の確定後において保管が困難な場合には当該物件の内容が確認できる写真等により代用できることとした。</p> | | | |